

令和6年度第2回特定労務管理対象機関の指定について

資料7-2

(1) 特定地域医療提供機関（B水準）

番号	申請者			指定にかかる業務の内容						指定要件 ※2			医療機関勤務環境評価センターの評価結果			
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務	指定に係る業務が「救急医療」の場合	指定にかかる業務が「救急医療で二次救急医療機関」の場合			指定にかかる業務が「救急医療で二次救急医療機関」「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合			診療科	(1)労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価
1	杏林大学医学部付属杉並病院	東京都杉並区和田2丁目1番25号	学校法人杏林学園		救急医療	二次救急医療機関	3378 (※1)	1666 (※1)	脳卒中、心血管疾患、救急医療、災害医療、小児医療	東京都脳卒中急性期医療機関、東京都CCUネットワーク参画医療機関東京都二次救急医療機関、東京都指定災害拠点病院、休日・全夜間診療事業（小児科参画医療機関）	小児科、形成外科、産婦人科	○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく

※1 令和6年4月～12月実績（令和6年4月開設のため前年度実績なし）

※2 東京都特定労務管理対象機関指定要綱 第4 指定要件
 (1)提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聽いて作成されたものであることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
 (2)法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。
 (3)労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

番号	申請者			指定に係る業務の内容						指定要件 ※2			医療機関勤務環境評価センターの評価結果		
	医療機関名	医療機関所在地	開設者	指定に係る業務			診療科			(1)労働時間短縮計画案が一定の要件を満たしていること	(2)追加的健康確保措置の実施体制	(3)労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	全体評価	都による支援の方針	
1	杏林大学医学部付属杉並病院	東京都杉並区和田2丁目1番25号	学校法人杏林学園	医師派遣	小児科、形成外科、産婦人科						○	○	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	医療勤務環境改善支援センターを通じ必要な支援を行うとともに、地域医療提供体制の状況を踏まえながら、毎年、取組や労働時間の短縮の状況を確認していく

【参考】指定済49医療機関の指定内訳

指定水準	B水準	連携B水準	C-1水準	C-2水準	延べ数
医療機関数	39	22	15	1	77
水準適用医師数	1,755	3,281	543	2	5,581